



# トラサポ通信

2021/1/1  
Vol.26

## 気になるニュース

広報とらっくの注意喚起チラシで点呼後に飲酒する事例が載っていました。飲酒運転で警察に捕まると「指導及び監督を明らかに実施していない場合」に3日間の事業停止になる可能性があります。運転手は出庫後の監督が難しいです。途中飲酒を完全に防ぐことはできませんが会社が最善を尽くしていないと本当に事業停止になってしまいます。「運行時間内の独自アルコールチェック」をオススメします。お金はかかりますが、アルコールインターロックやスマホ連動型アルコールチェッカーを導入し、会社を守りましょう。荷主へのPRとなり企業価値が高まること間違いありません。



## コンプラ道場

貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は巡回指導と監査の違いについてです。運送事業者さんは巡回指導が来るとき、よく「来月監査が入る」と言います。巡回指導と監査を混同しているのです。巡回指導はトラック協会の適正化実施機関が実施します。いわば身内です。あくまで「指導」なので喧嘩する必要なく、わからないことを素直に教えてもらいましょう。一方、監査は運輸支局の本当の監査です。巡回指導のように甘くなく、1枚の点呼記録不備も違反になります。監査は全く異なる性質なので注意が必要です。



### 【コラム】

年末に3倍広い事務所に引越しました。2021年は更に組織をしっかりと作りお客様に新しいサービスを提供していきます。でも普段とモノの場所が違うので戸惑っています。落ち着くまで少し時間がかかりそうですが新居は楽しいです。

### 【発行者】

〒224-0053  
神奈川県横浜市都筑区池辺町 3573-2-301  
YJT行政書士事務所  
電話 045-932-3722 FAX 045-934-8851  
メール suzu-gyosei@uu.em-net.ne.jp